

# 五霞町行政改革運営プラン

## (集中改革プラン)

五 霞 町

平成 18 年 3 月

## 目次

「五霞町行政改革運営プラン」策定の趣旨 .....	4
1 これまでの行政改革の取組み .....	4
2 集中改革プランとの整合 .....	5
3 独自の行政改革の構築 .....	5
運営プランの内容 .....	7
1 あるべき組織について .....	7
2 住民参加を基本とした事業のあり方 .....	8
3 住民とのかかわりについて .....	9
4 システムづくりに向けた手法 .....	9
5 提言プランの可能性 .....	10
I 組織プラン .....	11
1 組織・機構の改革 .....	11
①組織の見直し 15組織を8組織とする .....	11
②担当制（グループ制）の導入 .....	12
③定員管理の適正化5年間で20名（約17％）を削減 .....	13
④附属機関等の適正化 .....	14
2 給与の改革 .....	15
①給与の適正化 .....	15
②特別職等の給与の見直し .....	16
③昇給制度の見直し .....	17
④手当の見直し .....	18
⑤時間外勤務の縮減 .....	19
3 職員レベル向上の改革 .....	20
①勤務評定制度の導入 .....	20
②人材育成の推進 .....	21
③提案制度の活性化 .....	22
④行動規範について .....	23

Ⅱ 事務事業プラン	24
1 事務事業の改革	24
①行政評価とは	24
②事務事業見直しの作業経過・情報開示	26
③補助金の見直し	27
④物件費の削減 1	28
④物件費の削減 2	29
⑤町単独事業の見直し	30
⑥事務事業サンセットルールの導入	31
⑦公有財産のリース化	32
⑧特別会計・企業会計への繰出金抑制	33
2 公営企業の経営改革	34
①現状について	34
②事務事業の統合（組織の統合）	35
③定員適正化への対応	36
④適正な自主財源の確保（収納率の向上）	37
3 ①特別会計の経営改革（下水道事業）	38
①収支の健全化	38
②施設維持管理業務の見直し	39
③徴収事務及び電算の見直し	40
④適正な自主財源の確保（収納率の向上）	41
⑤受益者負担の適正化（下水道使用料体系の見直し）	42
3 ②特別会計の経営改革（介護保険事業）	43
介護保険事業特別会計の健全化	43
3 ③特別会計の経営改革（国民健康保険事業）	44
国民健康保険特別会計の健全化	44
4 自主財源確保の改革	45
①町税等収入率の向上	45
②受益者負担の適正化	46
③未利用地等の活用・処分	47
④広告料収入の増収	48

5 業務プロセスの改革.....	49
①アウトソーシングの活用.....	49
②指定管理者制度導入拡大.....	50
③入札・契約制度の見直し.....	51
④電子自治体の推進.....	52
⑤外郭団体の経営健全化.....	53
Ⅲコミュニケーションプラン.....	54
住民とのコミュニケーションの改革.....	54
①住民活動の育成支援及び情報の提供.....	54
②政策形成への住民参加.....	55
③協働の推進.....	56
④行政区の育成支援.....	57
⑤住民参加条例の制定.....	58
○用語解説（五十音順）.....	59

## 「五霞町行政改革運営プラン」策定の趣旨

### 1 これまでの行政改革の取り組み

従来までの景気の低迷や、それに伴う地方交付税の削減等の影響により、五霞町も厳しい財政状況に陥っている。

この状況を克服するために「最大の行政改革の手法」と言われる市町村合併に活路を求め、旧合併特例法（平成17年3月31日失効）のもと、住民の意向を尊重し、埼玉県幸手市との1市1町の、全国的にも特異な例ともいえる越境合併に取組み、平成15年4月に法定協議会を設置した。

しかし平成16年1月、幸手市の事情により結果的には、合併が不可能となった。

よって五霞町は、厳しい財政状況を克服するため、また新たな社会情勢の変化に対応した柔軟な組織運営の構築のために抜本的な行政改革に着手し、平成16年3月に、「五霞町行政改革の方向付け」を策定した。

この「五霞町行政改革の方向付け」の内容に関しては、住民側の広い意見を求めるため、住民を対象に公募により構成された「五霞町行政改革検討懇話会」を平成16年10月に設置し、1年間にわたる活動を経て「提言書」が町へ提出された。

その中において、町行政改革が「削減改革」に偏る懸念が指摘され、厳しい財政状況の中であっても「町の活性化」を主体とした取組みの重要性が求められた。

これと平行して「五霞町行政改革の方向付け」の具体的な進行を図るため、「五霞町行政改革実施プラン」を策定し、平成16年を起点とした3カ年の具体的な取組みを示した。

現在に至るまで、町はこの実施プランに基づいた行政改革が進められて来た。

### 【行政改革削減効果】

#### 5億5,356万8千円 3カ年削減効果額（H16～H18）

**H16 2億6,616万1千円**（対前年度削減額）

**H17 1億7,720万円**（対前年度削減見込額）

**H18 1億1,020万7千円**（対前年度削減見込額）

## 2 集中改革プランとの整合

このような背景の中、総務省は、平成 17 年 3 月 29 日付「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示し、「地方公共団体は、平成 17 年度を起点として、おおむね平成 21 年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した計画【集中改革プラン】を平成 17 年度中に公表すること」とした。

この集中改革プラン策定にあたっては、住民に分かりやすい形での、改革の経過や結果の公表の確保、さらにこれまで以上の成果を上げるよう「透明性」及び「実効性」を確保する手法が求められている。

この手法については、「五霞町行財政改革実施プラン」の策定における、パブリック・コメント導入や、「五霞町行政改革検討懇話会」において提言された、住民等外部からの行政評価のあり方等において取組まれ、既に網羅されてきた。

これにより「五霞町行財政改革実施プラン」の計画期間を「集中改革プラン」で求められた期間に改定し、さらに定員管理については平成 22 年 4 月 1 日を目標基準として策定した。

## 3 独自の行政改革の構築

五霞町は、利根川等河川に囲まれた地形により、従来から独自による環境整備が必要な地域であり、この独特な地理形状は「生活圏」と「行政圏」の一体化を困難なものとしている。

このことは明治より 100 余年にわたり合併を経験することなく歩んできたことでも証明されており、今でもこの状況は変わらない。

したがって当分の間「単独運営に向けた取組み」を打ち出さざるを得ないのである。

そこで従来までの大綱及び行政改革計画等、別々に策定してきたものを一元化し、「五霞町行政改革運営プラン」（以下「運営プラン」という。）として、単独運営を追求した独自の指針を示すものである。

しかしながらこのことは、将来に向けて全く合併を否定するものではない。様々な状況の変化によって、合併に舵を切ることが今後必要になってくるかもしれない。

只、今言えることは合併を目指すか否かに関わらず、抜本的な行財政改革を迫り及することは、時代の要請であるということである。

運営プランは、町が単独で生きるためのプランであり、行政と住民との協働社会の構築に向けた、システム設計プランとも位置付けられる。

このシステムとは、行政機構のみならず、住民も含めた町全体の仕組み(システム)を示し、さらには互いに係わるルール造りも包括するものである。

そのために、個々のシステム体制のあり方を明確にし、互いの係わる方法論を主体として策定した。

## 運営プランの内容

### 1 あるべき組織について

五霞町は「小さな行政づくり」を掲げ、この運営プランの柱としている。

近年、国においても「小さな政府」という観点から行政の守備範囲の見直しが進められているが、安易なスリム化は五霞町にとって町全体のバランスを崩しかねない。

一般的に行政スリム化のためには、行政が役割を縮小した部分を民間委託、さらには住民協働により補うシステムへの転換が必要である。

先に触れたように、五霞町はこれまで独自による環境整備を余儀なくされ、政策の多くを、行政主導型で進めてきた背景がある。

つまり行政主導型システムが長い期間続いて来た五霞町であるが、今後においては住民参加型への移行を推進していかなければならない。

これは住民側より「行政サービス低下補充のために、行政役割を我々住民側へ投げ下ろしたサービス放棄ではないか。」と言った行政不信に繋がる可能性も懸念される。

そのようにならないために目指すべき町の将来像を住民へ示し、その中での行政役割を明確にする必要があるわけである。

そこで「補完性の原則」を住民側へ訴え、肥大化する役場組織の原因となる行政依存型からの脱却を促していくことが必要である。

※「補完性の原則」とは、身の回りの問題は、まず個人や家族が解決にあたり、個人や家族で解決できない問題は地域で解決し、それでもできない問題は行政が解決するという概念である。

五霞町は高度経済成長期を境として、住民の多くが、それまでの農業を主体とした地域に根差した生活から、企業進出による雇用の増加や通勤手段の向上等によりサラリーマン化へと変革を遂げた。

結果として地域に対する関心が薄れ、公共管理をはじめ地域の課題解決も、行政への依存傾向が強まり、同時に地域におのずから培われてきたルールやシステムも、これら生活形態の変化さらには個人価値観の多様化等の拍車加わり、その地域パワーの機能が縮小していった。

つまり、これらが行政サービスへの依存拡大のプロセスと考えられる。



したがって、このシステムの転換が図れない限り、結果的に住民負担は増え続けるという悪循環について、住民理解が得られれば、おのずと必要な組織の適正化が図れるはずである。

このように「小さな行政づくり」のためには、過去から学ぶことも一つの手法であるかもしれない。

今後、行政の守備範囲を見直し、適正なシステムへの変革を進める。

## 2 住民参加を基本とした事業のあり方

事務事業の再編統合は、限られた財源の中で、削減により財政健全化を図ることも目的の一つであるが、何より「行政改革検討懇話会」で提言された「削減改革に偏ることなく町の活性化を主体とする改革」を目標として運営プランの策定を行った。

そこで事業のあり方については、原則として計画段階から住民参加を促し、改善・見直しに至るマネジメント・サイクルのシステムを用いていくことが、最善の方策と考えられる。

このシステムとはプラン内の **24・25** ページで示されているが、常に事業本来の政策を明確にし、その目的に向けた施策・事務は最善の手段にしなければならない。

そのためには、その手段の見直しは重要であるが、**PDCA**（計画・実施・点検・改善）のマネジメント・サイクルを用いた行政評価が最も優れた手法である。

この見直しについては、「町の活性化を目的とすること」が大前提であることは言うまでもない。

また住民活動の活性化育成のため、公募制による補助金制度導入も検討する。

これは新たな活動支援の目的もあるが、活動が停止された事業への無駄な支出抑制の目的もあり、さらに事務事業に対し **3** 年ないし **5** 年後を目途にゼロベースでの見直しを行うサンセットルール導入も併せ、慢性化した事業の廃止および住民活動の更なる活性化を目的とする。

この制度を延長させ、これまでの町単独事業の適正化も図り、町の貴重な財源の有効な投資とはどうあるべきかを常に踏まえた再編を進める。

これの大きなねらいは、住民の行政に対する関心向上を図ることである。関心が向上すればまちづくりへの参加意欲も高まり、おのずと住民個々が自らまちづくりの一端を担っているという認識が共有できる。この段階に達すれば、まちづくりの可能性が無限となることが期待できるわけである。

### 3 住民とのかかわりについて

「町の活性化」のためには、何より住民参加が不可欠であることは以上のとおりであるが、そのためにはどうすべきであるか触れてみたい。

先に述べたように五霞町は、積極的な住民活動が育まれる土壌環境とは言えなかった。

しかし現実的にはいくつかの住民活動が存在し、個別な活動を行っている。

したがって、これらの活動がまちづくりへ転換されれば、町にとって大きな原動力となるはずである。

そのためのきっかけづくりとして、行政の役割は大きい。

まず、これら住民活動の実態を行政が把握することが必要である。

行政が調査を行い、そこで得た情報の開示により互いに繋がりが持てる環境が構築される。

これは住民活動を推進させるための基盤整備であり、将来におけるまちづくりの主体システムへと発展が期待できる。

しかし住民参加を進める上において、互いに協力するためのルールづくりが必要である。

そのためには次の事項を解決しなければならない。

### 4 システムづくりに向けた手法

#### ① 町職員の意識改革と対応体制組織の整備

住民と行政との協力体制の必要性・重要性の認識向上を図り、これに対応する柔軟な組織整備を進める。

#### ② まちづくりに関する意識の熟成・核組織づくり

すべての住民が、身近なまちづくりの課題解決に積極的に取り組む意識向上を図り、地域活動等を担う核組織の育成を図る。

#### ③ 情報を共有できるシステムづくり

行政や地域に関する多様な情報、住民活動の状況などを、互いに共有できるシステム整備を進める。

#### ④ 住民参加を促す環境づくり

互いに充実した活動が可能となるように、互いに活動を支えるための場の提供やシステムづくりが必要である。

#### ⑤ 互いの役割分担のルールづくり

将来の協働社会のためには、分野ごとに役割を明確にするための規定づくりが必要である。この規定を盛り込んだ法令の制定を進める。

## 5 提言プランの可能性

五霞町は人口が 1 万人規模の小さな町であり、住民全員で運営するという認識の共有が可能であると言える。

しかし、協働社会の実現のためには行政・住民、互いの意識改革なくしては、進められない。

住民がまちづくりへの関心が高まれば、あらゆる部分への参加が予想されるが、その目的が「私益」であるか「公益」であるかを、見極める基準も必要である。

あらゆる活動も最終的にまちづくりへの寄与のための手段であることが求められる。今後この課題をどのように克服していくか。

この運営プランを着実に浸透させ、遂行することができれば実現の可能性は限りなく高まるものと期待できる。

## 組織プラン

改革プログラム	1 組織・機構の改革				
取組項目	組織の見直し 15 組織を 8 組織とする				
現状及び 目的・内容	<p>新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できるよう、スクラップ・アンド・ビルドの徹底等による簡素で効率的な組織・機構とするため、行政組織の縮小化を目的とした次の事項を検討する。</p> <p>【目標】 ※現在の 15 組織を平成 20 年度に、8 組織とする。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	農業委員会と産業課の統合 H16 政策部門の確立 企画調整課設置 財務課設置	上下水道課設置 建設課と都市計画課の統合	住民、福祉、保健の連携 事業担当課統合	導入	継続
期待される効果	<p>地方分権の進展等に伴い行政需要が増大する一方、組織を簡素化することで、効率的な行政運営が可能となる。</p>				

## 組織プラン

改革プログラム	1 組織・機構の改革				
取組項目	担当制（グループ制）の導入				
現状及び 目的・内容	<p>現在の係体制においては、各係ごとの所掌事務が明確に区分され、課内での横断的な事務遂行の妨げとなる事例も見受けられる。今後の多様化する事務に柔軟な対応が期待できない。</p> <p>また今後、抑制した定員数での行政ニーズに対応するためには、<u>現在の係制度を廃止し、担当制を導入すること</u>を検討する。</p> <p>【課題】 担当制を導入するにあたっては調査・研究期間を設け、メリット・デメリットを明確にし、平成20年度導入を目指す。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	調査・研究	調査・研究	調査・研究	導入	継続
期待される効果	<p>担当制を導入した場合の効果としては、課長が課全体の業務の適切な進行管理を行うことにより、課の総合業務、必要経費、必要人数を把握することができる。</p> <p>また、各事務分掌は課長へ委譲されるため、指揮命令系統や責任権限についても明確になり、課長の自覚・責任・誇りの向上が図られる。</p> <p>現在の係ごとの業務繁閑を解消することにより、時間外勤務の均一化が図られる。</p> <p>横断的な組織体制が確立され、各種事務に柔軟な対応が可能となる。</p>				

組織プラン

改革プログラム	1 組織・機構の改革						
取組項目	定員管理の適正化 5 年間で 20 名 (約 17%) を削減						
現状及び 目的・内容	<p>定員管理は運用上、事務事業の多寡・事業計画等により随時見直しを実施するが、平成 16 年度以降は定年による純減については新規採用による補充を行わず、併せて勧奨退職制度の推進を図りつつ適正な定員を配置する。</p> <p>新たな行政需要に対しては、業務の効率化に配慮した積極的な組織の整理、統合による再編を行い、職員数の抑制に努める。</p> <p>また事務事業の見直しによる指定管理者制度の適用や民間への委託等、外部委託化の検討とその推進を図る。</p> <p>さらに再任用職員、嘱託職員及び臨時職員等、多様な雇用形態の職員を業務内容に対応して効果的に配置し、職員数を削減する。</p>						
	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	4 月 1 日職員数	119	117	115	108	105	99
	定年退職者数	2	2	7	3	3	計 17
	勧奨退職者(見込)	10					
	新規採用者(見込)	7					
<b>H22 年 4 月 1 日職員数 (企業局職員等含む) は 99 人。</b>							
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21		
	導入	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
期待される効果	<p>人件費の削減が見込まれる。</p> <p>※職員 1 人当人件費 (H16 決算平均 : 法定福利費含む) <b>6,762 千円</b></p> <p>【人件費の見通し】</p> <p>H17 804,678 千円      H20 730,296 千円 H18 791,154 千円      H21 710,010 千円 H19 777,630 千円      (約 12%の削減)</p>						

## 組織プラン

改革プログラム	1 組織・機構の改革				
推進項目	附属機関等の適正化				
現状及び 目的・内容	<p>現在五霞町にある附属機関等の組織について、類似した行政目的により統廃合の可能なものや委員構成の男女比率など整理整合化を行いつつ、その適正化を図る。</p> <p>また「附属機関等の組織及び運営に関する指針（仮称）」の作成についても検討する。</p> <p><b>【目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の <b>28</b> 機関の縮小化</li> <li>・ 原則女性委員の登用率 <b>20%</b>以上 (あて職等の委員も考えられるため、原則 <b>20%</b>以上とする)</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <p>附属機関の設置については、法律または条例によることとされていることから、法律でその設置について必置規制がされているものについては廃止が不可能となる。(町独自のもの及び任意設置のもののみ廃止が可能)</p> <p>また、委員の登用については、任期等の関係により一斉に代えることは不可能であるため、段階的に調整を行う。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	調査・研究 指針の作成 について検討	指 針 の 作 成・公表	組 織 の 任 期 に合わせて 段階的に導 入	組 織 の 任 期 に合わせて 段階的に導 入	組 織 の 任 期 に合わせて 段階的に導 入
期待される効果	<p>附属機関等の数を縮小することにより、経費の削減が図られる。</p> <p>また、女性委員を <b>20%</b>以上登用することにより、性別役割分担意識の解消や女性の社会参加の促進が図られる。</p>				

## 組織プラン

### 2 給与の改革

#### 給与の適正化

本町の職員給与については、茨城県内の他市町村と比較し、低い水準で推移してきた。

また、これまで国家公務員の俸給制度に準じた形での給料表の引き下げ改定を、平成14・15・17年度において実施した。

今後、地域ごとの公務員給与のあり方等を踏まえ適正化を図る。

#### 【五霞町給与水準茨城県内比較】

	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
市町村合計	85	85	85	85	85	85	85	84	84	83	83
五霞町順位	74	80	75	78	77	82	83	80	76	74	80

#### 【ラスパイレス指数平均値による旧猿島郡内比較】

	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
旧猿島郡平均	101.0	100.1	99.7	99.4	99.2	98.8	97.8	97.5	97.7	96.9	94.6
五霞町	97.6	96.5	96.5	95.8	95.8	94.5	93.2	93.8	94.5	94.1	91.0

#### ※ラスパイレス指数とは？

国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

#### 【取組項目】

##### 特殊勤務手当の支給停止

全ての特殊勤務手当について、支給を停止としている。

##### 旅費日当の見直し

旅費のうち日当については、平成17年度より廃止とした。また1人出張を原則とする。

##### 時間外勤務手当の縮減

平成16年度より、削減目標を定め実施。

また平成16年1月から毎週水曜日をノー残業デーとし、時間外勤務の抑制に努めている。



## 組織プラン

改革プログラム	2 給与の改革				
取組項目	特別職等の給与の見直し				
現状及び 目的・内容	<p>特別職等の給与は、次のとおり引き下げを実施している。</p> <p>【対象及び削減率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町長… 30%削減</li> <li>・ 助役，収入役，教育長…10%削減</li> <li>・ その他の特別職…5%削減</li> </ul>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	継続	継続実施 (財政状況による)	継続実施 (財政状況による)	継続実施 (財政状況による)	継続実施 (財政状況による)
期待される効果	<p>特別職等の給与をカットすることにより、合計で年間約<b>19,000</b>千円の経費が削減できる。</p> <p>〔内訳〕</p> <p><b>4</b>役…年間約△<b>6,500</b>千円</p> <p>その他の特別職…年間約△<b>12,500</b>千円（議会議員等）</p> <p>次の特別職について、町内で開催する会議の招集に応じて出席した場合に支給する費用弁償<b>2,000</b>円を、平成17年度より廃止した。</p> <p>議会議員・農業委員会委員・監査委員</p> <p>削減額 △<b>1,360</b>千円</p>				

## 組織プラン

改革プログラム	2 給与の改革				
取組項目	昇給制度の見直し				
現状及び 目的・内容	<p>職員給与を、国家公務員の給与構造改革に準じた形で実施し、年齢・能力及び勤務状況に応じた昇給昇格制度導入の実施を検討する。</p> <p>また<u>高齢層職員については、給与抑制措置を視野に役職定年制度等の実施</u>を検討する。</p> <p>しかし、役職定年制度については、現行の係制度で導入した場合、役職定年した者の責任の所在が不明確になるなどのデメリットが生じるため、担当制と平行して導入することが望ましい。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	給与条例・規則改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国に準じた給与構造導入</li> <li>・新昇格昇給制度の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新昇格昇給制度の導入</li> <li>・高齢層職員の給与抑制措置研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢層職員の給与抑制措置実施</li> </ul>	継続実施
期待される効果	<p>昇給停止制度を導入することにより、人件費の削減が見込まれる。</p> <p>また、役職定年制度については、若手職員の登用並びに人事の流動化が促進され、職員の職務に対する意欲の向上が図られる。</p>				

## 組織プラン

改革プログラム	2 給与の改革				
取組項目	手当の見直し				
現状及び 目的・内容	<p>現在支給している各種手当について、近隣市町村の状況も踏まえ見直しを図る。</p> <p>なお、特殊勤務手当については、財政状況等を踏まえて平成17年度より当面の間支給しないこととした。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>各種手当の見直しを行うことにより、人件費の削減が見込まれる。</p> <p><b>【削減効果額】</b>          特殊勤務手当の支給停止（平成17年度より）          △240千円</p>				

組織プラン

改革プログラム	2 給与の改革				
取組項目	時間外勤務の縮減				
現状及び 目的・内容	<p>平成 16 年度から時間外勤務手当を対前年度 10%削減とする。また、平成 17 年度より、総務課においての一括管理を実施している。</p> <p>※時間外勤務を行う場合は次の要件を徹底させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公務の臨時又は緊急の業務であること</li> <li>・ 予算があること（原則補正は認めない）</li> <li>・ <u>事前命令によるもの（徹底の義務付け）</u></li> </ul> <p>【課題】</p> <p>時間外勤務を削減するためには、命令者である所属課長が時間外勤務の定義を認識し、<u>命令自体を削減</u>しなければ解決には至らない。</p> <p>命令をしないためには、所属課長は課員の業務進行状況を把握し、「担当制の導入」を取り入れるなど、正規の勤務時間で処理できる業務の割振りや進行管理に努め、職場管理や仕組みを考えなければならない。</p>				
期待される効果	H17	H18	H19	H20	H21
	時間外勤務 時間 対前年度 10%減 一括管理の 検討	継続実施 一括管理 の導入	継続実施	継続実施	継続実施
	<p>※毎週水曜日の「ノー残業デー完全退庁」を徹底化する。</p> <p>【目的】 3つの削減</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①時間外勤務手当の削減</li> <li>②光熱水費の削減</li> <li>③温室効果ガスの削減</li> </ol> <p>【前年度比較増減額】</p> <p>H16 △4,534 千円 決算額</p> <p>H17 △2,052 千円 予算額</p> <p>H18 △1,401 千円 予算見込額</p>				

組織プラン

改革プログラム	3 職員レベル向上の改革				
取組項目	勤務評定制度の導入				
現状及び 目的・内容	<p>職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行うための「<u>勤務評定制度</u>」を導入する。</p> <p>これは職員の執務への緊張感と昇給・昇格に対する上昇志向を育むことを目的とし、特別昇給や期末勤勉手当への反映等の措置について、平成18年度より試行する。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	調査・研究	・調査・研究 ・規程の設置 ・試行	試行	導入	継続実施
期待される効果	<p>管理職をはじめとする職員の意識改革が図られ、職務に対する意欲と業務効率が向上される。</p>				

組織プラン

改革プログラム	3 職員レベル向上の改革				
取組項目	人材育成の推進				
現状及び 目的・内容	<p>地方公務員としての基礎教養の充実，接遇技術の向上，職員の意識改革及び意欲の増進を目的とした，町独自の諸研修を定期的実施する。</p> <p>また，職員研修年間計画を作成し，職員が出席しやすい環境も整える。</p> <p><b>【例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○月○日 主事・主事補研修 ～地方公務員の基礎知識～</li> <li>・ ○月○日 主幹研修 ～地方自治のあり方について～</li> </ul> <p>この他にも，地方公務員としての基礎教養の充実を図るために，地方財政に関することや税務・福祉に関することなど，または，現在町内で施工されている事業や公共施設を見て回るタウンウォッチングなどの研修を定期的実施する。</p> <p>※講師については職員で対応し，<u>講師としての研修</u>も兼ねて実施する。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	年間計画の作成	年間計画の作成 規程の設置	導入	継続実施	継続実施
期待される効果	定期的に研修を実施することにより，職員の資質向上並びに意識改革が図られる。				

## 組織プラン

改革プログラム	3 職員レベル向上の改革				
取組項目	提案制度の活性化				
現状及び 目的・内容	<p>職員が日常業務において思い浮かんだ業務改善のアイデアを集約し、施策に反映できるよう「五霞町職員提案規程」を平成 17 年 3 月 30 日に制定した。</p> <p>また、優れた提案等については表彰を行う制度を設け、併せて表彰規程の設置についても検討する。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	職員への周知導入規程の設置	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>本町の町政に関する改善について、職員の創意工夫による提案を奨励し、広く職員から提案を求めることにより、事務能率及び職員の政策形成能力の向上を図り、町政の発展に寄与することができる。</p>				

## 組織プラン

改革プログラム	3 職員レベル向上の改革				
取組項目	行動規範について				
現状及び 目的・内容	<p>伝統的・慣例的に行われている職場内の慣行について見直しを行う。</p> <p>【取り組むべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイカップ運動 一般職員間のお茶だしを廃止する。なお、茶碗洗いについても各自で行う。</li> <li>・ マイデスク運動 個人情報やプライバシーの保護のため、出勤時のデスク回りの清掃等は各自で行う。</li> <li>・ 分煙の徹底 庁舎内の喫煙については分煙を徹底する。なお、出先機関についても庁舎内同様、分煙の徹底を義務付ける。</li> <li>・ 職員間儀礼の廃止</li> </ul>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>職場内の慣行について見直しを行うことにより、事務の効率化が図られる。</p>				



## 事務事業プラン

### 1 事務事業の改革

#### 行政評価とは

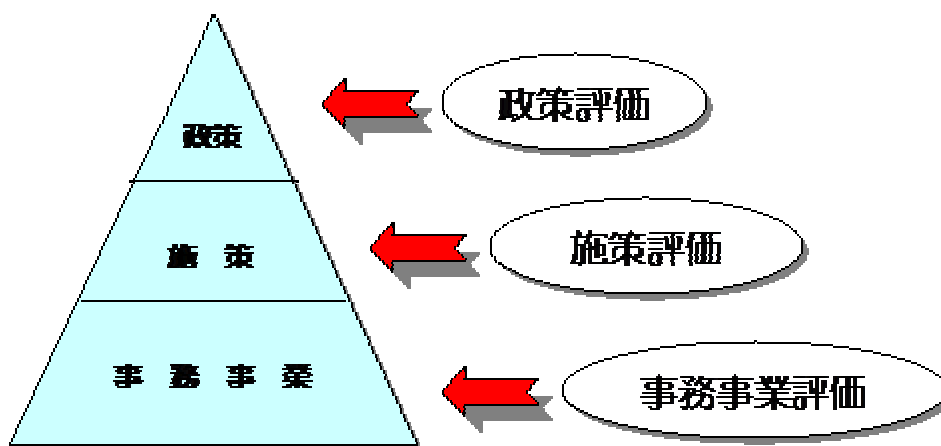
限られた財源を有効に活用するためには、従来型の行政運営では対応できなくなっており、新たな行政運営手法の導入が求められてきた。その一つの手法が「行政評価」である。

「行政評価」とは、行政が実施する政策・施策・事業について「どのような成果があったのか」「当初想定した成果が着実に上がっているか」という視点から客観的に評価・検証を行うものである。

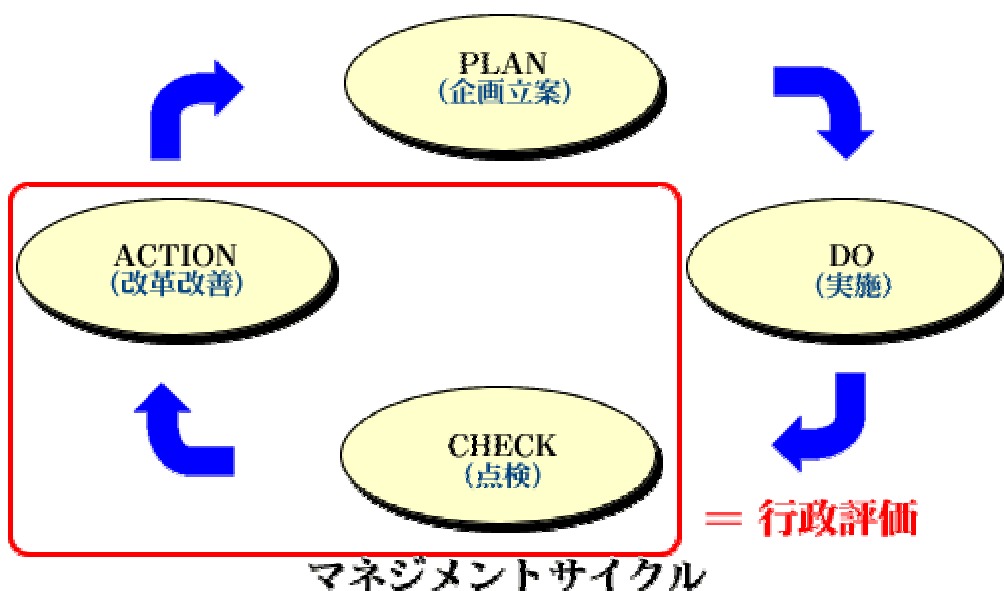
これまで五霞町では行政の仕事を評価する際には、何をどれだけ作ったか、あるいはどんなサービスをどれだけ提供したのかなど「計画し、予算を確保し、事業を執行する」ことには熱心であったが、「計画を評価し、次の計画へ反映させる」ことについては疎ではないかとの指摘もされている。

「行政評価」は行政活動全体が対象であるが、この行政活動は次の3つの大別できる。

- ①政策（町が目指すべき方向や目的を示すもの。総合振興計画に基づく柱部分）
- ②施策（政策目標を達成するための方策。政策は複数の施策のよって構成され各施策目標が達成されることによって政策が達成される）
- ③事務事業（政策の目的を達成するための具体的な手段。行政が関与している事業全てが対象であり、内部管理的な庶務等の事務も含まれる）



これらの行政評価の仕組みを、行政運営の流れに組み込むことにより、「PLAN→DO→CHECK→ACTION」という循環サイクルの確立を図り、行政活動の「質」を高め、住民サービスの向上を目指す。



「行政評価」は、「指標」を設定し、目標達成に向けて行政活動を管理する。一定期間が経過した後、成果を検証し目標未達成の場合には改善して目標を実現する。

また政策評価・施策評価が中長期的な期間での見直しサイクルであるに対し、事務事業評価は、年度毎・短期間での事業の効率性や成果のチェックが可能であり、住民サービスをはじめ日常の業務改善に適し、個々の事業を成果や目標管理の視点で見直し、改善に役立てることが可能である。

事務事業評価は、その事務事業の効率的・効果的な執行に向けての改善を図ることが目的であるのに対し、施策評価は、事務事業のあり方の抜本的な見直しまでを視野に入れており、こうした行政評価の体系が整ってはじめて自治経営のための評価ツールが揃うことになる。

五霞町は、行政評価システム全体の構築が未整備であるが、実施計画による年度別計画書が策定されており、早急に「事務事業評価」を導入し、「行政評価」の構築を推進する。

## 事務事業プラン

改革プログラム	1 事務事業の改革				
取組項目	事務事業見直しの作業経過・情報開示				
現状及び 目的・内容	<p>「事務事業の見直し」について、適正な推進を遂行するために、その作業段階から、町行政改革推進本部での議論をはじめパブリック・コメントの実施により、住民の意見・提言を積極的に取り入れ、その作業経過を広報、ホームページ等で情報公開を実施する。</p> <p>【平成16～17年】 第3次五霞町行政改革大綱の推進をより加速させるために、平成16年3月に「五霞町行政改革の方向付け」を策定した。この内容を具体的に取り組むために、住民を対象に一般公募による「町行政改革検討懇話会」を設置し、提言を求めた。また、この「集中改革プラン」の策定にあたっての、見直しの考え方についての提言も提出されている。この提言をうけ、庁内課長級で編成される行政改革推進本部において、決定する。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
		導入	継続実施	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>住民の町政への参画の機会を拡充するとともに、町の住民に対する説明責任を果たし、住民との協働による公正でより民主的な町政を推進します。</p> <p>【前年度比較増減額】  <b>H16</b> △29,855 千円 決算額  <b>H17</b> △20,792 千円 予算額  <b>H18</b> △32,069 千円 予算見込額</p>				

事務事業プラン

改革プログラム	1 事務事業の改革				
取組項目	補助金の見直し				
現状及び 目的・内容	<p>補助金交付を適正に実施するにあたり、次の4項目を基準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公益性、効果性からみた基準 (公益上必要で、町が補助すべき内容であるか等)</li> <li>2 公正性、公平性からみた基準 (法令等の違法性の有無、受益者の偏りの有無等)</li> <li>3 明確性、透明性からみた基準 (交付・支出根拠の明確性、受益者の会計処理の明確性)</li> <li>4 補助期限からみた基準 (法令期間の確認、事業目的達成後の交付打切り等)</li> </ol> <p>この4項目を基に「町補助金交付基準」を制定する。</p> <p>さらにこの基準をもとに、<u>公募制による補助金制度を導入</u>し、新規申請の拡大支援を図り、まちづくりの活性化に寄与する体制を整備する。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	調査・研究	調査・研究	調査・研究	導入	継続実施
期待される効果	<p>公募制補助金交付制度の導入は、停滞した住民活動の再生及び新たな活動育成(住民の生活や経験に根ざしたアイデアの競い合い)が期待され、町の活性化が推進される。</p> <p>【前年度比較増減額】</p> <p><b>H16</b> △40,611 千円 決算額</p> <p><b>H17</b> △24,197 千円 予算額</p> <p><b>H18</b> △26,763 千円 予算見込額</p>				

## 事務事業プラン

改革プログラム	1 事務事業の改革
取組項目	物件費の削減 1
<p>現状及び 目的・内容</p>	<p>賃金, 旅費及び需用費等の物件費について, さらなる削減を図る。</p> <p>また, 安易な予算消化を防ぐため, 留保制度を導入した。 ※留保制度とは, 予算額のうち一定割合を留保して, 残りの額を配当するといった制度。</p> <p><b>【取り組むべき事項】</b></p> <p>(賃金)</p> <p>臨時職員の雇用を最小限とする。新たな行政需要に対しては, 組織を機動的, 流動的なものとし対応する。</p> <p>(旅費)</p> <p>1 人出張を原則とする。なお, 旅費のうち日当については, 平成 17 年度より休止とした。</p> <p>(需用費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費…消耗品費のうち事務用品については, 総務課において一括管理を行う。また, 購入方法についても, 年間で単価契約を結ぶなどの経費の削減に努める。</li> <li>なお, 内部文書等における用紙については, リユース紙の活用を徹底し, 可能な限り両面使用を義務付ける。</li> <li>・食糧費…会議の開催時間を考慮し, 食事は出さないものとする。お茶出しについても同様。</li> <li>・印刷製本費…町が発行する冊子等については, 可能な限りデータベース化し, 印刷製本費の抑制に努める。また, 簡易な印刷物については, 出来る限り, 職員による自主作成を心がける。</li> <li>・光熱水費…温室効果ガス削減計画のさらなる推進と職員の意識改革を行い, 光熱水費削減の徹底を図る。</li> </ul>

事務事業プラン

改革プログラム	1 事務事業の改革				
取組項目	物件費の削減 2				
現状及び 目的・内容	<p>(役務費)</p> <p>文書については、電子メールの利用促進を図る。(発送文書の抑制)</p> <p>なお、郵送で発送するものについては、特別料金等のサービスをより多く活用するための発送方法を検討する。</p> <p>〔例〕週 3 回の文書発送を週 2 回とする。</p> <p>また、郵政公社だけではなく、メール便等の民間業者の参入についても検討する。</p> <p>(委託料)</p> <p>調査等の事務委託については、協議検討を図りながら情報収集に努め、できる限り職員自らが実施するものとし、設計や測量等の専門的な知識等を要するものなど真にやむを得ないものに限り委託するものとする。</p> <p>また、類似の業務内容によっては、契約の一本化を図るとともに、複数年契約についても検討する。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	調査・研究 一部実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>物件費を抑制することにより、経常経費の削減が見込まれる。</p> <p>【前年度比較増減額】</p> <p><b>H16</b> △44,822 千円 決算額</p> <p><b>H17</b> △39,623 千円 予算額</p> <p><b>H18</b> △27,057 千円 予算見込額</p>				

## 事務事業プラン

改革プログラム	1 事務事業の改革				
取組項目	町単独事業の見直し				
現状及び 目的・内容	<p>【福祉関連事項】</p> <p>福祉における町単独の給付事業については、その効果が補足しにくいものも多い。</p> <p>これら経費の増加が経常的経費に与える影響も少なくない。</p> <p>町では、これまでこの分野の事業見直しを図ってきた。</p> <p>【その他の分野】</p> <p>限られた財源を有効に活用するため、広く浅くではなく必要なところに必要なサービスが行き渡るよう、行政評価システムを活用して見直しを行い、効果的・効率的の低い事業や対象が固定化している事業については廃止・縮減・統合を進める。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	見直実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>必要性・効果性・効率性の高い事業への財源の集中化が可能となる。</p> <p>福祉における町単独事業の見直し効果額 △<u>39,267</u> 千円（平成 18 年度予算見込額）</p>				

## 事務事業プラン

改革プログラム	1 事務事業の改革				
取組項目	事務事業サンセットルールの導入				
現状及び 目的・内容	<p>厳しい財政状況の中、事務事業の新設は慎重な判断がなされるが、一度事業化されると、廃止することが困難な事例が多い。</p> <p>今後新設される事務事業に対し、原則としてサンセットルールを適用する。</p> <p>3年ないし5年後を目処にゼロベースでの見直しを行い、必要性・効果の高いものについてのみ、再び3年から5年間の予算化を認める。</p> <p>見直しについては、行政評価システムを活用する。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	調査・研究	手法検討	導入	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>必要性・効果性・効率性の高い事業への財源の集中化が可能となる。</p>				



## 事務事業プラン

改革プログラム	1 事務事業の改革				
取組項目	公有財産のリース化				
現状及び 目的・内容	<p>公有財産における公用車のリース化を進める。これは管理経費の長期的な視点での削減を目的とする。なお、軽自動車への移行についても検討する。</p> <p>また、OA 機器等においてもリース化を進める。これについては、パソコンや対応するソフトウェアの著しい進化状況を考慮し、複数年契約等により 5 年程度が望ましい。</p> <p>※リース化に伴い、従来の買い取りとのコスト比較は重要であるが、原則的に行政の公有財産を整理することを目的とする。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	調査・研究 随時導入	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>リース化の推進は、公有財産肥大化の抑制及び適正化が図れる。コストについては、従来の買い取りとの比較調査が必要となる。</p> <p>◎町長車のリース 平成17年度より、町長車をリースとした。</p>				

事務事業プラン

改革プログラム	1 事務事業の改革																								
取組項目	特別会計・企業会計への繰出金抑制																								
現状及び 目的・内容	<p>各特別会計・企業会計への繰出金は、一般会計の約15%を占め経常的経費に与える影響も少ない。</p> <p>これらの事業については、事業評価により適正化をはかり繰出金の抑制を進める。</p>																								
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21																				
	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施																				
期待される効果	<p>必要性・効果性・効率性の高い事業への財源の集中化が可能となる。</p> <p>【繰出金の推計】 H15・H16 決算 H17・H18 予算（千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道</td> <td>275,292</td> <td>209,329</td> <td>209,553</td> <td>222,482</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水</td> <td>122,462</td> <td>118,193</td> <td>125,937</td> <td>111,406</td> </tr> <tr> <td>上水道企業</td> <td>157,071</td> <td>112,939</td> <td>102,877</td> <td>99,483</td> </tr> </tbody> </table>						H15	H16	H17	H18	下水道	275,292	209,329	209,553	222,482	農業集落排水	122,462	118,193	125,937	111,406	上水道企業	157,071	112,939	102,877	99,483
	H15	H16	H17	H18																					
下水道	275,292	209,329	209,553	222,482																					
農業集落排水	122,462	118,193	125,937	111,406																					
上水道企業	157,071	112,939	102,877	99,483																					

## 事務事業プラン

### 2 公営企業の経営改革

#### 現状について

五霞町水道事業が平成2年度に認可を受けた第2次拡張事業は、平成17年度を目標達成年度とし、計画給水人口 **14,200** 人・1日最大給水量 **11,500** m<sup>3</sup>を 目指して来た。

しかし、未だ計画給水人口に大きく届かず、さらに地下水に対する依存率の高さ等により目標には未だ大きく及ばない状況である。

したがって経営に及ぼす影響も大きく、適正な収益が得られていない状況が続いている。

そのような状況のもと、平成16年度給水収益4億2千万円に対し、決算額は5億5千万円で、その内訳は、企業債の支払利息1億7.9千万円及び減価償却費1億8千万円となっており決算額全体の**65.1%**を占め財政を圧迫している。

また、稼動開始以来20年余になる小手指配水場、10年を経過する川妻浄水場ともに、順次機械の修繕交換が必要になっている。

さらに、思川開発事業（平成17年度から平成22年度まで南摩ダム水源地域整備事業負担金として約1億9千万円また、平成23年度から平成45年度までダム費負担金として16億3千万円）に対する負担金も莫大な額であり、更に厳しい財政状況が推測される

#### 【経営改善のための取組項目】

- ① 地下水から水道水への転換を促し、給水収益の増加を図る。
- ② 収納率の向上に努める。
- ③ 近隣市町の使用料等の実態調査及び見直し検討

## 事務事業プラン

改革プログラム	2 公営企業の経営改革		
取組項目	事務事業の統合（組織の統合）		
現状及び 目的・内容	<p>上下水道使用料を別々の課で徴収しており、関係書類等の提出についてもそれぞれ必要なことから、住民サービスの低下とともに、非効率な状態となっている。</p>		
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	検 討	実 施	継 続
	平成 20 年度	平成 21 年度以降	
	継 続	継 続	
期待される効果	<p>課を統合することにより、水道・公共下水道・農業集落排水の料金の一括処理が可能となり、経費の縮減が図れる。</p> <p>また、横断的な事務対応が可能となり、住民サービスの向上も期待できる。</p>		

## 事務事業プラン

改革プログラム	2 公営企業の経営改革		
取組項目	定員適正化への対応		
現状及び 目的・内容	<p>平成 16 年 4 月 1 日 職員数 5 名 平成 17 年 4 月 1 日 職員数 4 名</p> <p>水道水の供給体制は、川妻浄水場と小手指配水場の 2 系統で給水を行っているが、給水系統の一本化が図れば、更なる人員削減が可能となる。</p>		
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	4 人		
	平成 20 年度	平成 21 年度以降	
		3.5 人	
期待される効果	<p>老朽化した小手指配水場を撤去し、給水系統を一本化することにより、効率的な給水が図れる。</p>		

## 事務事業プラン

改革プログラム	2 公営企業の経営改革		
取組項目	適正な自主財源の確保（収納率の向上）		
現状及び 目的・内容	<p>水道使用料の滞納額縮減のため、「町税等収納連絡会」により、関係各課との連絡調整を図り、収納率の向上に努めている。</p> <p>また、口座振替、分割納付、休日・夜間徴収など引き続き推進し、収納率の向上を目指す。</p> <p>平成 16 年度収納率 <b>97.9%</b></p> <p>地下水から水道水への転換を促し、給水収益の増加を図る。</p>		
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	収納率 <b>98.0 %</b>		
	平成 20 年度	平成 21 年度以降	
		収納率 <b>99.0%</b>	
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納率の向上</li> <li>・ 基本料金のみ使用世帯が 7 5 3 件あり、一世帯 3 人と仮定し、一人当たり一日給水料 2 8 0 円で算出すると、年間 1 3 7, 1 6 0 m<sup>3</sup>の給水量が見込める。</li> </ul> <p>地下水から水道水へ毎年 3 %の転換が図れば、年間約 1, 0 0 0 千円の収益が期待できる。</p>		

## 事務事業プラン

改革プログラム	3 特別会計の経営改革（下水道事業）		
取組項目	収支の健全化		
現状及び 目的・内容	<p>下水道事業(公共、特環、農集)は昭和56年から事業に着手し、一部未整備地区を残すのみとなっている。</p> <p>平成16年度下水道使用料収入は、公共、約7,200万円、農集、約4,200万円で、一般会計からの繰入金は約3億3千万円に上っている。現在進めている事業は、平成20年まで継続するが借入金の償還は平成21年～28年にピークを迎え、その際一般会計からの繰入金は約4億円を超えることが予測される。また、施設建設後15年を経過する頃から機器の更新等も発生し、人口増を見込めない場合の集合処理方式の不効率性や、下水道施設の運転を停止できないこと等、ランニングコストの増大も懸念され、更に厳しい財政状況になることが推察される。</p> <p>今後、収入と支出のバランスを考え、料金改定や事業の選定を実施していく。</p>		
年度別計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	全体計画の見直し	全体計画の見直し	全体基本計画策定
	平成20年度	平成21年度以降	
	汚水処理構想策定	実施	
期待される効果	財政健全化		

事務事業プラン

改革プログラム	3 特別会計の経営改革（下水道事業）		
取組項目	施設維持管理業務の見直し		
現状及び 目的・内容	<p>上・下水道施設をそれぞれ個別に維持管理委託している。</p> <p>下水道施設については、昭和60年度から運転を開始し20年以上経過しており、各所で修繕、オーバーホール箇所が発生し、施設の維持管理費用も年々増大する傾向にある。</p> <p>同一業者に委託することにより、人員等の削減。</p> <p>又、単年度契約を複数年契約にし、安定した維持管理及び委託料の節減。包括的民間委託を推進し、修繕、ユーティリティ一部門を含んだ契約とし、企業努力等により節減効果を図る。</p>		
年度別計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	上・下水道課統合検討	上・下水道課統合準備期間	実施
	平成20年度	平成21年度以降	
	実施	実施	
期待される効果	同一業者委託により、約 <b>10,000</b> 千円の経費節減。		



## 事務事業プラン

改革プログラム	3 特別会計の経営改革（下水道事業）		
取組項目	徴収事務及び電算の見直し		
現状及び 目的・内容	<p>上・下水道使用料を別々に徴収、また納付書も別々に発行している。徴収担当職員もそれぞれに対応しており、不効率な状態となっております。又、納付書の発行や顧客収納状況もそれぞれ個別のパソコンで管理している。</p> <p>使用料請求事務等一元化することにより、郵送料・印刷費・パソコンの保守料等の節減に努める。</p> <p>徴収事務を水道と一体化させ、より綿密に連携をとることにより、複数の人数による効率的な滞納整理業務を進めることにより、収納率の向上を図る。</p>		
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	調査・検討	徴収事務実施 その他検討	実施
	平成 20 年度	平成 21 年度以降	
	実施	実施	
期待される効果	<p>郵送料・印刷代約 5 0 0 千円の削減。</p> <p>同一料金システムを導入することにより約 <b>3,000</b> 千円節減できる。</p> <p>上・下水道使用料徴収事務及び関係書類の簡素化。</p>		

## 事務事業プラン

改革プログラム	3 特別会計の経営改革（下水道事業）		
取組項目	適正な自主財源の確保（収納率の向上）		
現状及び 目的・内容	<p>下水道料金の滞納額は年々増加しており、負担の公平性の観点からも好ましくない状態にある。</p> <p>（平成16年度末：公共790万円・農集350万円）</p> <p>水道会計との、使用料徴収業務の一元化を進めることにより、催告・督促の強化及び休日・夜間徴収実施、口座振替推進など、収納率の向上を図る。</p>		
年度別計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	収納率96.7%		
	平成20年度	平成21年度以降	
		収納率98.0%	
期待される効果	安定した財政基盤の確立。		

事務事業プラン

改革プログラム	3 特別会計の経営改革（下水道事業）		
取組項目	受益者負担の適正化（下水道使用料体系の見直し）		
現状及び 目的・内容	<p>平成16年度の下水道料収入が約1億1千4百万円に対し繰入金は約3億3千万円あり、<u>現状の料金体系では対応できなくなっている</u>。この要因は、昭和57年より整備を開始した管渠工事により下水道普及率は、約<b>94%</b>まで進んだが、建設事業費などを含めた借入金の返済が2億7千万円と約8割以上を占めている。</p> <p>又、処理場や管渠も20年近く経過し、補修・更新による費用が年々増大し町財政を圧迫している。</p>		
年度別計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	未定（調査研究）	未定（調査研究）	
	平成20年度	平成21年度以降	
期待される効果	<p>施設の修繕・更新工事に対して、国・県の補助・支援制度等を有効に活用することにより繰入金の削減を図る。</p> <p>財政健全化。</p>		

事務事業プラン

改革プログラム	3 特別会計の経営改革（介護保険事業）		
取組項目	介護保険事業特別会計の健全化		
現状及び 目的・内容	<p>要介護認定者、介護サービス利用者の増加により保険給付費は、年々増加の一途をたどっている。介護保険料は、3年ごとに見直しが必要なことから事業量を適切に見込み見直しを実施する。また、軽度者が増加しているため<u>地域支援事業に取り組み要介護状態になることを防ぐ対策を講じる</u>。軽度者の重度化を防ぐため地域包括支援センターを設置（平成18年4月）し、ケアマネジメントを行い現状の維持・改善に努める。</p> <p>介護給付費の適正化を図るため、平成17年度よりサービス利用者に給付費通知を送付しているが、さらに平成18年4月より県から市町村に一部権限が移譲される事業所の指導等についても積極的に取り組んでいく。</p>		
年度別計画	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	第3期事業計画 作成・介護保険料 見直し	第3期事業計画 実施・評価	第3期事業計画 実施・評価
	平成20年度	平成21年度以降	
	第4期事業計画 作成・介護保険料 見直し	第4期事業計画 実施・評価	
期待される効果	○ 介護保険料の見直し 基準月額保険料 第3期 <b>3,200</b> 円 (第2期 <b>2,200</b> 円 <b>1,000</b> 円の増)		
	○ 地域支援事業等介護予防の効果 要介護認定者の推計 (単位：円)		
	要支援・要介護1	自然体	介護予防後
	平成18年度	92	92
	平成19年度	97	93
	平成20年度	101	94
	要介護2～5	自然体	介護予防後
	平成18年度	178	178
平成19年度	186	180	
平成20年度	196	189	

事務事業プラン

改革プログラム	3 特別会計の経営改革（国民健康保険事業）																																		
取組項目	国民健康保険特別会計の健全化																																		
現状及び 目的・内容	<p>国民健康保険の健全な運営と被保険者の健康増進を図るため、被保険者が負担する保険税の財源は必須であるが、超高齢化の進展とともに、老人医療費を中心とした国民健康保険の医療費が伸びざるを得ない中において、国民健康保険が支払う医療費の高騰は避けられない状況である。国においても医療費適正化に向けて、国民本位の医療構造改革を進めるところだが、国民健康保険財政の健全化のため、<u>税負担の見直し</u>を行っていく。</p> <p>また、疾病の予防を重視した健康予防事業に保健課と共に推進し、生活習慣病等の医療費の減少に努める。</p>																																		
年度別計画	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度																																
	医療費の分析・調査 疾病予防事業の検討	医療費の分析・調査 疾病予防事業の推進	<u>改正税率の検討</u> 疾病予防事業の実施																																
	平成 20 年度	平成 21 年度以降																																	
	税率改正の実施 疾病予防事業の実施	医療費の分析・調査 疾病予防事業実施																																	
期待される効果	<p>*税率改正予定（平成 20 年度）</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割</td> <td>8.00%</td> <td>(1.00%の増)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資産割</td> <td>40.00%</td> <td>(2.00%の増)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割</td> <td>22,000円</td> <td>(2,000円の増)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平等割</td> <td>28,000円</td> <td>(2,000円の増)</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割</td> <td>1.00%</td> <td>(0.20%の増)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資産割</td> <td>8.00%</td> <td>(1.00%の増)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割</td> <td>8,000円</td> <td>(1,000円の増)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平等割</td> <td>7,000円</td> <td>(1,000円の増)</td> </tr> </table> <p>国民健康保険税平成 18 年度 319,631 千円 平成 20 年度 388,602 千円 (増加見込み) 68,971 千円</p> <p>*疾病の予防を重視した健康づくりを推進することにより、生活習慣病等の医療費が減少して行く。</p>			医療分	所得割	8.00%	(1.00%の増)		資産割	40.00%	(2.00%の増)		均等割	22,000円	(2,000円の増)		平等割	28,000円	(2,000円の増)	介護分	所得割	1.00%	(0.20%の増)		資産割	8.00%	(1.00%の増)		均等割	8,000円	(1,000円の増)		平等割	7,000円	(1,000円の増)
医療分	所得割	8.00%	(1.00%の増)																																
	資産割	40.00%	(2.00%の増)																																
	均等割	22,000円	(2,000円の増)																																
	平等割	28,000円	(2,000円の増)																																
介護分	所得割	1.00%	(0.20%の増)																																
	資産割	8.00%	(1.00%の増)																																
	均等割	8,000円	(1,000円の増)																																
	平等割	7,000円	(1,000円の増)																																

事務事業プラン

改革プログラム	4 自主財源確保の改革				
取組項目	町税等収納率の向上				
現状及び 目的・内容	<p>徴収グループの設置等により，町税，国保税，上・下水道使用料等の徴収の一元化を図り，収納率の向上，税負担の公平性の確保の観点から滞納額の縮減に努める方策を検討する。</p> <p>※H16年12月から町税等収納連絡会議（税務課・教育委員会事務局・上下水道課・建設課・住民課・福祉課）を立上げ、関係課が連絡をはかり連携して効率的な収納事務を図っている。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	町税等収納連絡 会議設置	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>町税，国保税をはじめ，各課においてそれぞれで行っている上・下水道使用料や給食費等の徴収業務を一元化することにより，収納率の向上，滞納額の縮減が期待される。</p> <p><b>【5カ年目標数値】</b> 過年度収納率 5.0%増加</p>				

事務事業プラン

改革プログラム	4 自主財源確保の改革				
取組項目	受益者負担の適正化				
現状及び 目的・内容	<p>【使用料・手数料等の設定に関する基本指針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 料金設定にあたり、原価算定方式によるコスト計算を行う。</li> <li>2 行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。</li> <li>3 住民負担の急激な上昇を防ぐための方策を講じる。</li> <li>4 減免対象範囲の標準化・適正化を行う。</li> <li>5 定期的な料金見直しを実施する。</li> </ol> <p>【使用料について】</p> <p>「行政財産の使用料に関する条例」の設置を図り、この条例で定めた数値を基に、各施設の使用料を算出する。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	調査・検討	使用料に関する条例の制定	使用料の適正化	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>「住民が安心して暮らせるまちづくり」をめざし、行政負担分野を明確とし、住民が保証されるべき安定したサービス継続が図れる。</p> <p>【行政サービス基本分野】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 複数の民間企業の参入が難しい社会サービス。 (戸籍事務、上下水道業務)</li> <li>2 受益者が特定しづらく、消費者が対価を払いづらい社会サービス (消防・防災、ゴミ収集、観光(資源)業務)</li> <li>3 弱者救済のために採算性を追求しない社会サービス (教育、福祉、保健事業)</li> </ol> <p>※適正な収益が見込まれる。</p>				

事務事業プラン

改革プログラム	4 自主財源確保の改革				
取組項目	未利用地等の活用・処分				
現状及び 目的・内容	<p>道路整備等の公共事業に伴う残地、用途廃止された公共用地等の未利用地は、財産の有効活用が不十分であり、管理面でも unnecessary コストが生じている。</p> <p>各課所管の未利用地等の調査・整理を実施し、実態把握のうえ、他目的への転用や処分を促進する。</p> <p>また将来的に利用が予定されている土地であっても、時期が来るまで借地として期限付きで賃貸する等、自主的財源確保に向けて積極的な活用を図る。公共施設の廃止に伴い発生するものについても、他目的への転用や賃貸、処分についても積極的に検討する。処分・長期貸付等収益財産として有効利用を図る。</p> <p>さらに未利用地の利用計画を図り、企業誘致を促進し、町税の増収に努める。</p> <p><b>【町所有の普通財産（土地）】</b>  <u>土地面積合計 7,044.06 m<sup>2</sup></u></p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	調査・研究 随時導入	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>自主財源の確保・増収。財産管理コストの縮減。財産の有効活用。</p> <p><b>【目標】</b> 用途廃止財産の100%処分</p>				



事務事業プラン

改革プログラム	4 自主財源確保の改革				
取組項目	広告料収入の増収				
現状及び 目的・内容	町広報に有料広告の枠を設け、公募により周知する。 今後、公用車、公共施設等に有料広告枠の導入について検討する。				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	町広報へ 導入	導入拡大 の検討	導入拡大 の検討	導入拡大 の検討	導入拡大 の検討
期待される効果	町政参加への意識が高まり、町収益が見込める。 【効果額】 131 千円（平成17年度実績）				

事務事業プラン

改革プログラム	5 業務プロセスの改革				
取組項目	アウトソーシングの活用				
現状及び 目的・内容	<p>これまでも、下水道処理施設維持管理業務、水道料金徴収、ごみ収集、学校給食等民間委託を推進してきたが、今後も民間でできることは民間でという考えのもと、官民の役割分担、費用対効果の観点から、計画的・組織的にアウトソーシングに取り組む必要がある。</p> <p>アウトソーシングに関する基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任所在の明確化</li> <li>・住民サービスの維持・向上</li> <li>・担い手選定の公平性・透明性の確保</li> <li>・守秘義務の確保</li> <li>・効果検証（マネジメント・サイクル）</li> </ul>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	検討	指針作成	導入	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>多様化する住民ニーズに対し、効果的、効率的な対応が可能となり、併せて経費削減が図れる。</p>				

事務事業プラン

改革プログラム	5 業務プロセスの改革				
取組項目	指定管理者制度導入拡大				
現状及び 目的・内容	<p>平成15年度の地方自治法改正により新たに創設された「指定管理者制度」を積極的に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道の駅ごか」の指定管理者を次の者とした。 平成17年4月より「五霞まちづくり交流センター」</li> <li>・「ひばりの里」の指定管理者を次の者とした。 平成18年4月より「五霞町社会福祉協議会」</li> </ul> <p>※「五霞町指定管理者制度の基本方針」に基づき、適切な推進を図る。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	制度導入	委託拡大	委託拡大	委託拡大	委託拡大
期待される効果	多様化する住民ニーズに対し、効果的、効率的な対応が可能となり、併せて経費削減が図れる。				

事務事業プラン

改革プログラム	5 業務プロセスの改革				
取組項目	入札・契約制度の見直し				
現状及び 目的・内容	<p>平成17年度より町建設工事等入札参加者の資格及び審査に関する町規則等を見直し、参加資格者の格付け等級（ランク付け）を導入した。</p> <p>また、入札参加者以外で、町が発注する建設工事の小規模な契約について町内業者の受注拡大を図るため、「町小規模契約希望者登録要領」を定めた。</p> <p>また契約検査部門の充実を図るため、財務課を設置し、専属係職員の配置により、事務の適正化を図った。</p> <p>今後は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、建設工事の入札・契約に関する情報を公開することにより、公正性、透明性及び競争性の向上に努める。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	入札参加者の格付け導入（規則制定）情報の公開	継続実施 第三者による チェック機関 の導入につい て検討	継続実施 第三者による チェック機関 の導入につい て検討	継続実施 第三者による チェック機関 の導入につい て検討	継続実施 第三者による チェック機関 の導入につい て検討
期待される効果	<p>入札参加者の格付け及び施工体制の適正化を図ることにより、工事の適正な施工の確保等が期待できる。</p> <p>また、建設工事等の入札・契約・検査に関する情報を公開することにより、建設工事等のチェック等が厳正となり入札参加業者の資質向上が図れる。</p>				

## 事務事業プラン

改革プログラム	5 業務プロセスの改革				
取組項目	電子自治体の推進				
現状及び 目的・内容	<p>「五霞町情報化推進基本計画」により基幹業務、財務会計、情報化の3系統について電算化を推進している。</p> <p>基幹業務は、住基・税・介護・健康管理に代表される行政事務の基幹部分。</p> <p>財務会計は、予算編成・公金会計等、さらに情報化はホームページ・グループウェア・文書管理等を電算化し、各分野で正確かつ迅速な業務執行、業務の効率化を図っている。</p> <p>特に情報化においては、平成16年7月運用開始の電子申請・届出システム等、共同アウトソーシング事業にも参加している。</p> <p>しかし厳しい財政状況により、計画の見直しを迫られているが、今後適正な推進のあり方を検討して参りたい。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>電算化により、ペーパーレスや複雑化する法令制度に効率的かつ迅速的な対応が可能となり、業務への習熟期間の短縮、人員削減等、今や電算化の必要性は必至である。</p> <p>また従来の住民サービスに加え、インターネットを活用した情報提供、各種手続き等が可能となり、電話料、交通費の削減さらに可処分時間の増加等、住民経済への寄与も期待できる。</p>				

事務事業プラン

改革プログラム	5 業務プロセスの改革				
取組項目	外郭団体の経営健全化				
現状及び 目的・内容	<p>町が関与する外郭団体のうち、社会福祉協議会、ミニシルバー人材センター等について、その設立目的、業務内容、活動実態、運営状況等を分析・評価する。</p> <p>また自立的経営の推進を図るため、役職員及び給与、その他給付等について、業務執行の効率化と経費の節減化等の取組みを促す。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	経営健全化の推進	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>自立的経営の推進により、適正な役割分担や補助、事務事業の執行が遂行できる。</p> <p>平成18年度補助金削減効果（見込み）          △6,876 千円 社会福祉協議会          △1,894 千円 ミニシルバー人材センター</p>				

## コミュニケーションプラン

改革プログラム	住民とのコミュニケーションの改革				
推進項目	住民活動の育成支援及び情報の提供				
現状及び 目的・内容	<p>五霞町には、様々な住民活動が存在するが、この実態の全てを行政が把握しているわけではない。</p> <p>住民活動と行政とのコラボレーションの必要性が論じられている現在において、これらの活動団体及び活動内容についての調査を行う</p> <p><b>【情報・環境の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民活動団体の活動内容・団体数を把握する。</li> <li>・広報・ホームページにより地域団体活動の情報提供。</li> <li>・活動支援拠点の場を提供する。</li> </ul> <p>さらにこれらの活動を、行政が育成支援し住民パワーを活用したまちづくりへと発展させる。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	調査・研究	(仮) イベント運営委員会 設立	継続実施	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>住民活動の活性化により、「自分たちの町は、自分たちでつくる。」という認識が高まり、住民のまちづくり参加が推進され、行政と住民の役割分担が形成される。</p>				

## コミュニケーションプラン

改革プログラム	住民とのコミュニケーションの改革				
推進項目	政策形成への住民参加				
現状及び 目的・内容	<p>従来までの行政政策については、「執行」の段階にのみ住民が参加する性格が強かった。 今後「計画・決定」の段階における参加を推進する。</p> <p><b>【体系モデルの形成】</b> イベントスタッフ募集 平成18年以降の町のイベントについては「計画・決定」から「執行」までを、住民側へ委ねる。 このスタッフ選出は住民・在勤者を対象とした公募により募集する。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	調査・研究	導入	継続実施	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>「計画・決定」段階からの住民参加モデルの推進により、協働型社会への移行が図れ、さらに「執行・評価」の段階にも関心を持つこととなり、参加の取組がサイクル化されることが期待できる。</p>				



## コミュニケーションプラン

改革プログラム	住民とのコミュニケーションの改革				
推進項目	協働の推進				
現状及び 目的・内容	<p>平成 17 年 10 月に、「町行政改革検討懇話会」から提出された提言書において、住民と行政との協働の必要性が求められ、今後行政は、住民とのコラボレーションの形成に努め、「新しい公共空間の形成」を目指すものである。</p> <p>そこで住民側の様々な活動実態の調査を行い、さらにその活動を支援育成し、行政サポート体制の確立に努める。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	研究	住民との研究会の実施	住民との研究会の実施	住民との研究会の実施	住民との研究会の実施
期待される効果	<p>平成 17 年 3 月に「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」より報告された「新しい公共空間の形成を目指して」において示された内容の研究・実施により、今後、将来にわたって持続可能な地域経営が可能となる。</p>				

## コミュニケーションプラン

改革プログラム	住民とのコミュニケーションの改革				
推進項目	行政区の育成支援				
現状及び 目的・内容	<p>住民組織とは本来住民が主体となり運営すべきであることから、行政側の介入を最低限とし、地域コミュニティを活性化させ、将来的には自主的活動組織への移行を住民側へ促して行く。</p> <p>また、行政区運営助成金についても見直しを行う。</p> <p>協働体制の確立を図るためには、地域の基盤である地域コミュニティのあり方を見直し、より自主性を高めるための方策。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	調査・研究	調査・研究	調査・研究	導入	継続実施
期待される効果	<p>行政側が深く介入し過ぎている部分について、住民意識から行政離れを促すことにより、事務負担が軽減され、行政職員の削減が図られる。</p> <p>今後、施設管理等の管理負担の軽減が図れる。</p> <p>地域活動が促進され、行政主体で促してきた様々な事業経費の軽減が図れる。</p>				

## コミュニケーションプラン

改革プログラム	住民とのコミュニケーションの改革				
推進項目	住民参加条例の制定				
現状及び 目的・内容	<p>現在、町には住民参画の総体的なルールが定められておらず政策策定時においての、参加範囲が不明確である。</p> <p>今後、住民参加型社会に向けた協働体制の確立のためには、互いの能力を十分発揮出来る環境づくりの整備が必要である。</p> <p>町の基本的な計画等をつくる段階で、住民参加の基本的な事項及び、その具体的方法を規定し、住民と町が相互の信頼と連携に基づいた、協働による住民参画の仕組みの確立を図る。</p>				
年度別計画	H17	H18	H19	H20	H21
	調査・研究	調査・研究	導入	継続実施	継続実施
期待される効果	<p>住民参画を「町全体のルール」として規定することにより、住民参画が従来以上に拡大され、住民の意向が的確に町政へ反映される。</p> <p>互いの理想的な役割範囲が明確となり、本来の自治意識が育まれる。</p>				

## 用語解説（五十音順）

### 【アウトソーシング】

事務事業のある部分を外部へ委託すること。これにより、中心事業に事業の集中化が図れる。しかも低いコストで質の高いサービスを確保することも可能となる。

### 【NPO】

NPOは（**Nonprofit Organization**）の略で、「民間非営利組織」と訳され、社会的な使命達成を目的とした民間の非営利組織を指すものである。平成10年に制定された特定非営利活動促進法が、略称で**NPO**法と呼ばれていることから、同法に基づき法人格を取得した団体を指す場合が大半である。

### 【外郭団体】

行政組織等の外部にあって、行政組織と連携を保ち、柔軟な事業展開を行い、その活動や事業を助ける団体のこと。  
ここでは本町と人的、財政的その他事実上密接な関係を有する法人をいう。

### 【基金】

特定の目的のための町の貯金であり、大きく次の2点に分けられる。

1. 積立基金  
大きな施設建設等の単年度での資金調達が困難な事業などのため（特にこれを特定目的基金という）や、財政調整のために資金を積立てて、将来の支出に備えるためのもの。
2. 定額運用基金  
資金貸付等の原資にするために、一定額を積立てておいて、毎年その目的のために運用するもの。

### 【行政評価】

行政が各種の事業を行った結果、その成果が十分に上がっているのかを検証することによって、より効果的・効率的な事務事業の執行に結びつけようとする手法の一つである。  
現在、一定の尺度で測定し、その有効性・効率性を分析するシステム導入が求められており、政策評価・施策評価・事務事業評価等、様々な方法がある。

### 【協働】

一般的に住民、各種団体、事業者、行政等が対等な立場で責任を共有し、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自ら目標の達成に向けて連携することであり、住民の主体性がより発揮できるものである。

### 【勤務評定】

職員個人の人間性や人格ではなく、組織における職業人として、職員が実際に達成した勤務実績、職務遂行上見られた能力、態度について、客観的かつ継続的に把握し、記録・評定することをいう。また、これにより、適正配置、昇任、研修等に反映させ、公正かつ公平な人事管理を行うための資料とすることを目的とするものである。

### 【公営企業】

地方公共団体が経営する企業のことを指す。地方公営企業法では水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業を掲げている。

本町では水道事業が該当する

### 【公募制補助金制度】

補助や助成を受けたい事業活動者から広く事業計画を募集し、計画内容を審査して優れたものに補助する制度をいう。

まちづくりの活性化を促す手法の一つであり、大いに期待できる。

### 【財政力指数】

地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値を用いる。

この指数が1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされている。

ちなみに、単年度の財政力指数が1.0を超える団体は、当該年度の普通交付税が不交付となる、いわゆる不交付団体となる。

### 【サンセット方式】

1、日没・夕暮れ 2、終末、を意味するサンセットにちなんで、法律、予算、事業等に期限を設け、期限が過ぎたら自動的に廃止にする方式をいう。

### 【指定管理者制度】

「公の施設」の管理を地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度である。

従来、公の施設の管理を委託する場合には、地方自治法の定めにより、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体が管理受託者として管理を行う「管理委託制度」がとられてきたが、平成15年9月に施行された改正地方自治法により、指定管理者による「管理代行制度」となった。指定管理者の範囲も特段の制約が設けられず、民間事業者にも広く門戸が開かれている。

なお、法施行時に、既に管理委託している施設の管理代行制度への移行期間については、法施行後3年以内とされている。

### 【住民参画】

主権者である住民が、町の政策の立案、計画の策定、事業の実施、検証などの過程に主体的に参加する行動をいう。

### 【ゼロベース予算】

予算編成を行う際、各部門における前年度までの予算実績をいったん白紙に戻し、そもそもの目的と必要額、優先順位などを検討し直した上で予算を立てることをいう。

従来の予算編成は、前年度の実績に対し一律上乘せするケースが多く、これでは予算は膨張する一方で、いったん認められた予算額や予算項目を減らすことは困難である。ゼロベース予算は、このような上乘せ型の予算を否定するものといえる。

### 【第三セクター】

国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体をいう。公企業を第一セクター、民間企業を第二セクターと呼ぶことから第三セクターと呼ばれる。公共部門で行う事業に、民間の資金や経営ノウハウを積極的に活用するために考え出された方式で、地域開発や交通事業で用いられることが多い。

### 【担当制】（グループ制）

これまで係ごとに分類していた業務範囲を、課全体の中で処理するもので、係の枠を取り払い課内の横断化を図る組織体制をいうもので、次のメリットが挙げられる。

1. 事務事業の執行に最も適した体制を柔軟に構築でき、事務配分の合理化と繁閑の調整が図れる。

2. 係間の壁が取り払われ、複数の職員での協業体制が確立され、限られた人員の中での効率的な事務事業の執行が可能となる。
3. 担当編成及び担当リーダー（設けない場合もある）の選任等は課長権限となり、課長のリーダーシップによって課全体の活力向上が図られ、視野の広い行政運営が可能となる。

#### 【地方交付税】

すべての自治体が一定のレベルで同質の行政サービスが受けられるように、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一部が一定の基準において各自治体に配分される制度である。

地方交付税は普通交付税、特別交付税の二種類がある。

普通交付税は、総額の94%を占め、次のように算定される。

普通交付税 = (1) 基準財政需要額 - (2) 基準財政収入額

・基準財政需要額：

人口数など各自治体の状況に応じて、国が標準的だと認める行政サービスにかかる経費。

・基準財政収入額：

国が標準的と考える税収等の75%と地方譲与税の額

つまり、(1) - (2) > 0の自治体だけに普通交付税が交付される。

(1) - (2) < 0の自治体は、交付されないが、税収が豊かな自治体だともいえる。

特別交付税は、画一的基準で決められる普通交付税では算入することが困難な、各自治体の特殊な行政需要にかかる経費に対して交付されるものである。

#### 【地方単独事業】（町単独事業）

地方公共団体が国から補助を受けることなく、独自の経費で任意に実施する事業をさす。地域住民ニーズに適應した事業や、先駆的な事業を行うことができるという利点がある。

### 【電子自治体】

インターネットなどの情報通信技術を政府、地方自治体の事務・事業に普遍的に導入・定着させ、行政運営に活用するとともに、併せて既存の制度・慣行・組織などを見直すことにより、国民に対する行政サービスの質的向上や行政制度・運営の簡素化、効率化及び透明化等改革を推進・実現することをいう。

### 【特別会計】

特定の事業を行う場合又は特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、その経理を明確にするため、法律や条例に基づいて設置しているものである。

本町の平成18年度の特別会計は、次のとおり。

1. 国民健康保険特別会計
2. 老人保健特別会計
3. 介護保険事業特別会計
4. 公共下水道事業特別会計
5. 公共用地先行取得事業特別会計
6. 農業集落排水事業特別会計

### 【パブリックコメント】

住民の視点からの幅広い意見や提案などを考慮することで、行政案をより良いものにするとともに、町政の透明性の確保や説明責任を果たすもので、住民参加の機会拡大の一つと捉えられている。

手続きの流れは、一般的に次のとおりである。

- (1) 案の公表と意見募集
- (2) 意見提出
- (3) 意思の決定と結果の公表

### 【附属期間】

執行機関がその内部組織の他に、必要と認めて設置する機関及び、行政執行の前提となる調査、審議等を行うために、条例により設置される審議会等の機関をいう。その職務は執行機関の要請により行政執行の前提としての必要な調査、審査等を行うことである。地方公共団体はこの附属機関を法律又は条令により任意に設置することができる。構成メンバーは学識経験者、住民等であり町の職員は原則として委員にはなれないことから、自治法上の住民参加の形態として、位置付けがされていると解釈できる。

### 【民間委託】



地方公共団体が行政責任を果たすうえで、必要な監督権などを残しつつ、その事務を民間企業、外部の団体及び個人などに委託すること。外部委託とほぼ同義で使われ、地方公共団体における行政事務の効率化の一環として取り組まれている。